「花のあるまちづくり活動事業」 実践概要

１　事業の目的

「花のあるまちづくり活動事業」は、公園や公共施設等の空間を活用し、花や緑を介し人や地域の関係性を育む場であるコミュニティガーデン等の実践を通じて花と緑を活かしたまちづくりを推進するとともに、地域住民の主体的な参画を促し、地域コミュニティの形成及び地域における新たな関係性の構築を図り、市町村と連携しながら持続的なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

２　事業の特徴

地域において人と人との関係性を育むコミュニティガーデン等の取組は、単なる景観づくりにとどまらず、気候変動への適応や生物多様性の保全にも資する取組であり、地域の暮らしや環境の質を高める基盤となるものである。

本事業は、地域でコミュニティガーデンを創出・運営する実践を通じて、花と緑のある空間を育むとともに、そこに関わる人と人とのつながりを育てることを目指す実践型の事業である。

また、本事業は、まちづくり情報センターが主体となり、市町村が公園や公共施設等の活動の場を提供することを前提に、市町村と連携して実施するものであり、地域の特性に応じた柔軟な支援により、地域に根差した持続可能な活動の定着を図るものである。

本事業は、まちづくり情報センターの実施体制を踏まえ、１クール（２年間）につき２市町村程度を目安として実施する。

３　対象

本事業の対象は、公園・公共施設等の活動の場の提供が可能であり、花のあるまちづくり活動の実践に意欲を有する県内市町村とする。

４　事業の進め方

本事業は、コミュニティガーデン等の実践活動の立ち上げ及び運営を通じて、段階的に活動の自立を図るものであり、原則として以下の流れで実施する。

（１） 募集・選定

・まちづくり情報センターは募集事項を定め、市町村に対し公募を行う。

・応募を希望する市町村は、所定の申込様式に必要事項を記載し、まちづくり情報センターに提出する。

・まちづくり情報センターは、センターの体制を踏まえ、申込内容を総合的に勘案し、支援対象市町村を決定する。

・まちづくり情報センターは、選定結果を当該市町村に通知する。

・支援の実施にあたっては、役割分担等の必要な事項について協議し、協定を締結する。

（２） 支援期間（初期段階：概ね２年間）

・まちづくり情報センターが主体となり、コミュニティガーデンの企画・立ち上げを行う。

・講習会や実践型プログラムを通じて、参加者が技術や知識を習得する。

・花壇づくりやガーデン活動の実践を通じて、活動の担い手を育成する。

・地域における活動体制（役割分担・運営方法等）の基盤づくりを行う。

（３）自立段階（3 年目以降）

・活動の状況に応じて、まちづくり情報センターの支援の程度を段階的に見直す。

・地域に根差した住民主体の活動団体として継続的に運営される状態を目指す。

5　役割分担

（１)まちづくり情報センター

・事業全体のコーディネート

・コミュニティガーデンの設計及び活動立ち上げ支援

・講習会及び実践型プログラムの企画・実施

・人材育成及び活動支援

・参加者の募集及び管理

（２）市町村

・公園・公共施設等の活動の場の提供

・広報及び周知への協力

・事業実施にあたっての連携及び必要な協力

（３）地域住民・団体

・コミュニティガーデン活動への主体的な参加

・継続的な活動の担い手としての役割

※本事業に係る花苗や資材等、活動に必要な費用については、原則としてまちづくり情報センターが負担するものとする。

なお、事故・怪我・施設の毀損等に係るリスク分担については、まちづくり情報センターと市町村との間で協議のうえ、協定により責任の所在を明確にする。

６　今後の展開

本事業により得られた成果や手法を県内市町村へ展開し、「花のあるまちづくり活動」の普及を図るとともに、地域に根差した活動として定着を目指す。